

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
3月31日
(木曜日)

目次

○人委規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則……………



管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十二号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一議会の事務部局の項中

課長 政務企画室長 秘書室長	三種
課長	三種

を

政務企画室長
秘書室長

五種

に改め、同表教育委員

会の事務部局の項中「地域連携教育推進室次長」を「学校運営・施設整備室次長」に改め、同表選挙管理委員会の事務部局の項中「四種」を「五種」に改め、同表警察本部の項中「サイバー犯罪対策官」を「サイバー犯罪対策官 交通企画官」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の事務局等の項中「教職員課の教育調整監」を「学校運営・施設整備室の室次長 教職員課の教育調整監」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十四号

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当に関する規則（昭和三十五年山口県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条各号を次のように改める。

令和四年三月三十一日印刷
令和四年三月三十一日発行

発行人

山口県知事

- 一 校長 百分の八
 - 二 副校長及び教頭 百分の八（正規の勤務時間（育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による勤務を含む。）をいう。以下同じ。）をしてい
る者にあつては、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間。以下同
じ。）の終業の時刻が午後七時三十分以前である副校長（本務として定時制の課程
に関する校務をつかさどるものに限る。）及び教頭（定時制の課程に関する校務を
整理するものに限る。）（以下「定時制副校長等」という。）にあつては、百分の
四）
 - 三 教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師及び前条各号に掲げる実習助
手（以下「教諭等」という。） 百分の十（正規の勤務時間の終業の時刻が午後七
時三十分以前である教諭等（本務として定時制教育に従事するものに限る。以下
「定時制教諭等」という。）にあつては、百分の五）
 - 第四条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
定時制通信教育手当は、定時制副校長等及び定時制教諭等の正規の勤務時間の終業
の時刻が午後五時三十分以前である場合は、支給しない。
第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。
- 附 則
- この規則は、令和四年四月一日から施行する。